

## 1 議事日程（5日）

〔令和7年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

令和7年9月22日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第46号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第48号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第3 議案第49号 令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第50号 令和7年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 認定第2号 令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和6年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和6年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和6年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第12 議案第47号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 追加日程第1 発議第4号 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する附帯決議
- 日程第13 認定第1号 令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 手話言語条例調査研究特別委員会最終報告について
- 日程第15 報告第13号 専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）
- 日程第16 議案第51号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議員の派遣について
- 日程第18 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（16名）

2番 馬場礼子 議員  
4番 森田正嗣 議員  
7番 木村彰人 議員

3番 今泉義文 議員  
6番 入江寿 議員  
8番 徳永洋介 議員

9番	船 越 隆 之	議員	10番	堺 剛	議員
11番	笠 利 肇	議員	12番	原 田 久美子	議員
13番	神 武 綾	議員	14番	陶 山 良 尚	議員
15番	小 畠 真由美	議員	16番	長谷川 公 成	議員
17番	橋 本 健	議員	18番	門 田 直 樹	議員

3 欠席議員は次のとおりである

な  
し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	楠 田 大 藏	副 市 長	原 口 信 行
教 育 長	井 上 和 信	総 務 部 長 (経営企画担当)	轟 貴 之
総 務 部 理 事 (市長室担当)	杉 山 知 大	総 務 部 理 事 (総務担当)	宮 崎 征 二
市民生活部長	友 添 浩 一	健康福祉部長	大 谷 賢 治
健康福祉部理事 (子ども担当)	添 田 朱 実	都市整備部長 (併公営企業担当)	伊 藤 健 一
観光経済部長	竹 崎 雄一郎	教 育 部 長	添 田 邦 彦
教育部 理 事	平 野 善 浩	総 務 課 長 <small>併選挙管理委員会事務局長</small>	鳥 飼 太
経営企画課長	宮 原 竜	子育て支援課長	松 尾 克 己
上下水道課長	田 中 潤 一	国際・交流課長	渕 上 幸 治
社会教育課長	井 本 正 彦	監査委員事務局長	松 尾 誓 志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議 事 課 長	花 田 敏 浩
書 記	木 村 幸代志	書 記	三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1から日程第9まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第46号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第9、認定第6号「令和6年度筑紫地区障害区分支援等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[15番 小畠真由美議員 登壇]

○15番（小畠真由美議員） 皆さん、おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第46号、議案第48号から議案第50号まで及び認定第2号から認定第6号までについて、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第46号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、本市のプラスチックごみの削減やごみの量が少ない方の利便性の向上を図ることを目的に、買物の際にレジ袋の代わりに使える特小サイズの家庭用燃えるごみ袋を新たに追加するものです。このごみ袋は10リットル相当サイズで1枚10円であり、コンビニやスーパーなどのレジにて1枚単位で購入可能です。なお、この改正の施行日は、令和8年1月1日からとの説明を受けました。

委員からは、小サイズのごみ袋が既にあるにもかかわらず、今回、特小サイズを新たにつくることになったのは、市民からの要望など、何らかの理由があったためかとの質疑がなされ、執行部より、目的の1つはプラスチックごみの削減である。平成30年のごみ組成調査では、燃えるごみの約2%がレジ袋だった。買物時にレジ袋の代わりに指定ごみ袋を使うことでプラスチック袋の枚数を半減させることを狙っている。また、以前からごみ袋を1枚単位で購入した

いという要望があり、それにも対応できるものと考えているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、令和8年度より後期高齢者医療保険料の区分に子ども・子育て支援分が新たに追加されることに伴い、同年度中に実施する保険料算出に係るシステム改修費として305万8,000円の増額補正を行うものです。

この財源は一般会計からの事務費繰入金305万8,000円で、これにより予算総額を歳入歳出それぞれ17億825万6,000円とするものです。

委員からは、子ども・子育て支援分の新たな区分の設置は既に根拠法が存在していて、その実施が予定されているものという理解でよいのかとの質疑がなされ、執行部から、こども家庭庁が進める子ども・子育て支援事業の財源確保のため、後期高齢者医療保険料に新たな区分が設けられるものであるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、令和6年度介護給付費負担金と地域支援事業支援交付金等の精算により超過交付が判明したため、精算に伴う追加交付金及び前年度繰越金を財源として国・県に合わせて4,512万2,000円を返還し、剩余金44万8,000円については介護給付費支払準備基金積立金に積み立てるものです。

また、国が2分の1、県及び市がそれぞれ4分の1を負担している低所得者の介護保険料軽減分について、当初の見込みより対象者数が減少したことから返還が生じるため、一般会計繰出金として52万円を計上しています。これにより、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ4,609万円を追加し、予算総額を65億4,999万1,000円とするものです。

委員からは、超過交付による返還金は令和5年度と比較してどのように推移しているかとの質疑がなされ、執行部から、令和5年度の返還金が約6,000万円となっており、令和6年度は1,500万円ほど減少しているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号「令和7年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」。

本議案は、令和6年度決算において55万6,000円の剩余金が確定したことにより、住宅新築資金等公債償還積立金に計上するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第50号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計の歳入歳出決算について報告いたします。

認定第2号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

本市国民健康保険の加入状況は、年度平均世帯数は8,278世帯で、前年度と比べ309世帯、3.6%の減、年度平均被保険者数は1万2,205人で、前年度と比べ642人、5%の減となっています。

令和6年度の決算額は、歳入総額65億3,647万5,101円、前年度と比較して3億1,372万7,564円、4.6%減少しています。歳出総額は64億6,242万554円、前年度と比較して3億2,516万5,077円、4.8%減少しています。歳入歳出差引額は7,405万4,547円の黒字決算となっています。

令和6年度は、前年度同様、黒字決算となりましたが、国民健康保険制度は被用者保険と比べ年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低いという構造的な課題、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大による被保険者の減少により、非常に厳しい状況が続いています。

引き続き、保険税の収入確保に努めるとともに、医療費適正化の取組や市民の健康づくりに資する取組をはじめとする保健事業などを行うことで、国民健康保険財政の健全な運営に努めていくとの説明を受けました。

委員からは、特定健診受診勧奨業務におけるPFS（成果連動型民間委託契約方式）のこれまでの成果や経緯について質疑がなされ、執行部から、この事業は令和4年度から開始されており、3年間の契約で実施している。携帯端末へのショートメッセージによる受診勧奨通知や受診履歴・心理パターンに基づく勧奨はがきの送付などを行っており、受診率は徐々に上昇しているとの回答がなされ、さらに委員からは、令和6年度の委託料（約730万円）について、成果に見合うものとの認識の下、今後も継続していく方針かとの質疑がなされ、執行部から、本事業は3年間の契約であり、その期間の実施状況や成果を踏まえて次の展開を検討するとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第2号は、委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。

令和6年度の決算額は歳入総額16億2,966万9,910円、前年度と比較して1億7,502万9,030円、12%増加しています。歳出総額は15億8,822万798円、前年度と比較して1億8,078万498円、12.8%増加しています。歳入歳出差引額は4,144万9,112円の黒字決算となっています。

後期高齢者医療制度については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の増加や高齢化、医療の高度化などによる医療費の増加などにより財政的に厳しくなる見込み

であるため、福岡県後期高齢者医療広域連合と連携し、今後も適正な運営に努めていくとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第3号は、委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。本市の高齢者を取り巻く状況は、令和6年度末現在の第1号被保険者数は2万82人で、前年と比べ79人、0.4%の増となっています。要介護・要支援認定者数は、令和6年度末現在、3,673人で、前年度と比べ141人、4%の増となっています。

また、令和7年は団塊の世代の方が75歳を迎え、今後は高齢者の独り暮らし世帯や認知症高齢者の増加も見込まれているところです。

令和6年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額60億7,687万1,010円、前年度と比較して4億99万3,348円、7.1%増加しています。歳出総額は60億3,557万8,490円、前年度と比較して4億2,123万1,835円、7.5%増加しています。歳入歳出差引額は4,129万2,520円の黒字決算となっています。

介護サービス事業勘定においては歳入総額6,648万3,217円、前年度と比較して1,256万7,376円、23.3%増加しています。歳出総額は6,648万3,217円、前年度と比較して1,256万7,376円、23.3%増加しています。歳入歳出差引額は0円となっています。

地域住民の互助による活動や介護予防のさらなる取組、関係機関などが一体となり自立支援・重度化防止などを推進することで介護保険財政の健全な運営に努めていくとの説明を受けました。

委員からは、介護用品（紙おむつ）給付サービス事業において、歳出額は増加しているものの利用者数は横ばいである。これは物価高騰の影響によるものなのか。また、業者の選定方法について質疑がなされ、執行部から、本サービスは要介護1から要介護5までの方を対象としており、近年の物価高騰によりおむつ代が若干値上がりしていることが歳出額増加の一因である。現在は3業者と委託契約を結んでおり、利用者がその中から業者を選択する方式を探っているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第4号は、委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号「令和6年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

令和6年度の決算額は、歳入総額145万5,026円、前年度と比較して86万5,057円減少しています。歳出総額は89万8,610円、前年度と比較して87万5,508円減少しています。歳入歳出差引額は55万6,416円の黒字決算となっています。

歳入及び歳出が減額になった主な理由は、令和5年度の償還金が令和4年度の償還金を下回り、歳入における前年度繰越金、歳出における基金積立金が減額になったことによるものです。

今後の滞納解消に向けて償還計画相談を行い、滞納解消に努め、また、返済困難者に対しては県や委託弁護士と相談し、県の助成金制度を活用し滞納整理を行っていくとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、認定第5号は、委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」。

この特別会計については、令和6年度からの2年間、本市が庶務を担当していることから決算が上程されているものです。

令和6年度の審査会の開催回数は80回、審査判定件数は912件となっています。

決算額は、歳入総額1,302万2,633円、歳出総額1,302万2,633円であり、歳入歳出差引額は0円となっています。なお、この特別会計は単年度精算方式であり、繰越金等は発生しないとの説明を受けました。

委員からは、審査判定件数は増加傾向にあるのかとの質疑がなされ、執行部から、令和5年度が758件、令和6年度は912件となっており、増加傾向にあるとの回答がなされ、さらに委員からは、その審査件数のうち本市分は何件かとの質疑がなされ、執行部から、令和6年度の912件のうち本市は141件であるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第6号は、委員全員一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第46号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第48号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第49号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第50号「令和7年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第2号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第3号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第4号「令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第5号「令和6年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第6号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第46号及び議案第48号から議案第50号まで、そして認定第2号から認定第6号までの以上9件について討論を行います。

議案第48号について、通告があつておりますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第48号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、反対の立場で討論いたします。

1款2項1目賦課徴収費、電算委託料として305万8,000円が計上されています。これは2026年から段階的に導入される子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費です。

この制度は、子育て支援に関する公費負担を削減し、財源を国民加入の医療保険からの負担に置き換えるものとして日本共産党は反対をしました。今回のシステム改修費は、全額、国の補助金が充てられますが、後期高齢者医療保険加入者の負担が増えている中、さらなる負担を強いる制度に反対するという立場から、この予算に対しても反対といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成15名、反対0名 午前10時23分）

○議長（門田直樹議員） 次に議案第48号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成14名、反対1名 午前10時24分）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第49号「令和7年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成15名、反対0名 午前10時24分）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第50号「令和7年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成15名、反対0名 午前10時24分）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第2号「令和6年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

（認定 賛成15名、反対0名 午前10時25分）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第3号「令和6年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第4号「令和6年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第5号「令和6年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第6号「令和6年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」に対する委員長の報告は認定です。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第10、認定第7号「令和6年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」及び日程第11、認定第8号「令和6年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

[6番 入江 寿議員 登壇]

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました認定第7号及び認定第8号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、認定第7号「令和6年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」。

まず、執行部から、建設工事の概況について、令和6年度は配水管の布設替工事11件、配水施設改良工事3件、浄水施設改良工事2件を実施したとの報告がありました。

次に、業務量は、年度末給水人口は前年度に比べて81人、0.1%の増、普及率は前年度から0.2ポイント上昇し85.4%となっている。年間給水量は前年度に比べて1.3%の増、年間有収水量は1.0%の増、有収率は91.4%となっている。

供給単価は、1m<sup>3</sup>当たり211円24銭、給水原価は203円86銭となっている。

企業債については、令和6年度発行額は合計が1億5,600万円、償還額が1億1,325万3,002円で、年度末現在高が8億359万1,089円となっている。

損益計算書は、当年度純利益の額は1億4,351万162円となっており、当年度未処分利益剰余金は10億6,539万3,231円となっている。

令和6年度の剰余金処分計算書案は、この当年度未処分利益剰余金10億6,539万3,231円のうち1億3,230万6,276円を資本金へ組み入れ、1,120万3,886円を建設改良積立金へ積み立て、残りの9億2,188万3,069円を次年度に繰越しとしているとの説明がありました。

委員から、管路の経年化率が令和6年度24.91%で、前年度から3.67%上昇している。それに対し管路の更新率が0.83%で、経年化率に追いついてない。これから管路の経年化率は上昇していくと思われるが管路の更新率も上げていく必要があるのではないかとの質疑があり、執行部から、管路の老朽化は重要な課題と考え取り組んでいる。ここ数年、年々予算を上げて少しずつ取り組むようにはしている。ただ、水道管の工事には大変な経費がかかる。令和6年度の実績で言うと1メートル当たり更新するのに約14万円から15万円の費用がかかった。ほかの事業や財政面、経営面、いろいろ調整が必要だが、今後も取り組んでいきたいとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第7号につきましては、委員全員一致で剰余金の処分について原案可決し、決算について認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号「令和6年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」。

まず、執行部から、建設工事の概況について、令和6年度は、下水道ストックマネジメントに伴う污水管渠改築工事3件、污水人孔蓋更新工事を10件など実施したとの報告がありました。

次に、業務量は、普及率は99.7%、水洗化率は97.8%、水洗化人口普及率は97.4%となっており、令和5年度と同じ状況。

整備率については88.5%となっており、令和5年度と変わらず、有収水量については、全体

として0.8%の増となっている。

使用料単価は、1m<sup>3</sup>当たり161円44銭、処理原価は102円79銭となっている。

企業債については、令和6年度の発行額合計が1億9,300万円、償還額が5億2,944万49円で、年度末現在高は40億9,619万4,259円となっている。

損益計算書は、当年度純利益の額は3億5,783万4,544円となっており、当年度未処分利益剰余金は5億4,132万9,984円となっている。

剩余金処分計算書案は、この当年度未処分利益剰余金5億4,132万9,984円のうち3億9,569万1,391円を資本金へ組み入れ、6,427万7,209円を減債積立金へ積み立て、残りの8,136万1,384円を次年度に繰越しとしているとの説明がありました。

委員から、特別損失が予算額48万7,000円に対し決算額が2,950万3,163円とかなり増額となっている要因について質疑があり、執行部から、御笠川那珂川流域下水道維持管理負担金の精算金の追加によるものとの回答がありました。

さらに委員から、その追加となった要因は何かとの質疑があり、執行部から、施設の改修工事等が緊急的に発生したことによるとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、認定第8号につきましては、委員全員一致で剩余金の処分について原案可決し、決算について認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

認定第7号「令和6年度太宰府市水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第8号「令和6年度太宰府市下水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について」の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第7号及び認定第8号について討論を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号「令和6年度太宰府市水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について」に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

（原案可決及び認定 賛成15名、反対0名 午前10時36分）

○議長（門田直樹議員） 次に、認定第8号「令和6年度太宰府市下水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について」に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、認定第8号は原案可決及び認定されました。

（原案可決及び認定 賛成15名、反対0名 午前10時36分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第47号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第12、議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目企画総務費3億4,706万7,000円の増額補正について、一般会計における令和6年度決算が確定したことにより剩余金が発生したため、歳入として計上している前年度繰越金14億825万9,000円のうち3億4,706万7,000円を財源として令和の都太宰府ふるさと納税基金に積み立てるものである。このことにより、現時点における基金の残高見込みは予算ベースで、4億1,856万円となるとの説明を受けました。

次に、同項3目交流費7億円の増額補正について、（仮称）福岡国際音楽大学の設立支援のため、財源の歳入18款1項1目の企業版ふるさと太宰府応援寄附とそれぞれ同額の7億円計上している。

当初予算で2億5,000万円の予算を計上していたが、既に「福岡国際音楽大学設立支援のため」という使途希望の3億円の寄附をいただいており、九州経済界も福岡初の音楽大学ができるることを待望されている状況などを踏まえると、さらなる寄附が見込まれる状況である。

また、同大学側は施設整備等に係る費用の一部として12億円の寄附金を目標として設定していることから、同大学との協議の上、昨年度の補正予算及び今年度の当初予算に計上済みの5

億円を除いた7億円の増額補正をするものである。なお、全て企業版ふるさと納税を財源としているため企業から寄附をいただいた場合に限り大学支援金を支出するものであるとの説明を受けました。

委員から、同大学の設置認可のスケジュールについて質疑があり、執行部から、例年、複数回に分けて認可が下りており、同大学についても今月以降に順次認可されていくものと伺っているとの回答がありました。

また、委員から、寄附額が仮に補正額7億円に満たなくても寄附額の範囲内で行う事業という考え方でよいかとの質疑があり、執行部から、いただいた寄附の中で支援するもので市の単費での支援は想定していないとの回答がありました。

また、委員から、設置認可に向けてクリアしておかなければならぬことの説明を大学側から受けているのかとの質疑があり、執行部から、設置認可申請の詳細については伺っていない。当初から8月以降に順次、設置認可が下りるという説明を受けており、市としてはその前提で進めているとの回答がありました。

また、委員から、設置認可が下りていない現状を踏まえ、設置認可が下りる段階まで待てない理由について質疑があり、執行部から、昨年度の補正予算、今年度の当初予算でも同大学への大学設立支援金について計上しているが、その時点から同大学が設置認可の見込みという状況は変わっておらず、8月の設置認可の答申に含まれていないことをもって設置認可の見込みがないという想定はしていないとの回答がありました。

次に、3款2項3目、細目003教育・保育施設費のうち19節扶助費642万3,000円、細目005保育施設運営支援費のうち18節負担金、補助及び交付金786万円の増額補正について。

多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、年齢や世帯の収入に関係なく第3子以降の全ての子どもの保育料を無償化するため予算を計上するもので、県において今年度新たに創設され9月から開始する補助制度となっている。

事業規模は、歳入13款1項2目における保育所保育料現年分の2,601万2,000円の減額補正と合わせて約4,000万円となっている。なお、財源は、歳入16款2項2目における第3子以降保育料無償化事業費補助金を事業費の2分の1の2,014万7,000円計上しているとの説明を受けました。

委員から、この事業で無償化される部分の詳細について質疑があり、執行部から、3歳から5歳までの保育料は既に無償化されており、今回はゼロ歳から2歳までの第3子以降の保育料を無償化する事業であるとの回答がありました。

次に、同項6目家庭児童対策費3,802万2,000円の増額補正について。

市内の中学生以下の子どもたち、具体的には令和7年10月1日を基準日として、その時点で本市の住民基本台帳に登録されている方のうち平成22年4月2日から令和7年10月1日までの間に生まれた方、約1万人を対象に3,000円分のおこめ券を配布するための費用として、おこめ券の消耗品費や用紙代、印刷代、業務委託料を計上している。なお、財源は、歳入15款2項

1目における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2,954万4,000円計上しているとの説明を受けました。

委員から、対象を中学生以下に限定した経緯は、また、市民ニーズの観点から高校生世代を対象とする検討はなされたのかとの質疑があり、執行部から、交付金の範囲や米の値段、対象者数を考慮して中学生以下としている。また、物価高騰の影響を受けている子どもたちへの支援とともに、子どものうちから主食であるお米を食べる習慣を身につけてもらうことを目的として、義務教育である中学生以下の子どもたちを対象としている。対象範囲の拡大については今後検討するとの回答がありました。

また、委員から、周辺他市の実施状況について質疑があり、執行部から、大野城市では、今年、65歳以上の市民の方を対象として実施している。また、筑紫野市では令和4年に、ゼロ歳から22歳までの市民の方を対象に実施しているとの回答がありました。

他の審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、提出者・笠利委員、賛成者・木村委員で修正案が提出されましたので、修正案についての説明を受けました。

修正の内容は、大学設立支援金に関する費用についてのみを全額減額するものです。具体的には、歳出の2款2項3目交流費7億円及び歳入の18款1項1目一般寄附金を全額減額するものです。

委員から、あくまでルールにのつとった上で、この企業版ふるさと納税という制度ができる限り有効活用することは不可欠であると考える。この補正予算を減額することで企業側からの支援を逃すようなことになれば、当該大学の開校を期待する市民や入学希望者に対して重大な背信行為になりかねないかとの質疑があり、提出委員から、修正案の提出理由は手続上の疑問があるためである。大学の設置認可が下りてから予算立てしてもよいのではないかと考えており、背信行為の意図はないとの回答がありました。

その他、修正案に対する質疑を終え、討論では、今回の修正動議は、同大学に対して礼儀を欠いており、同大学を志望する高校生にとってもネガティブなイメージを与えかねないものであると大いに懸念している。大学の設置認可のためには、適切な条件を満たす必要があり、設立に必要な施設整備や人材確保といった具体的な準備段階における資金が不可欠である。この支援金を活用することによって、大学の設置認可に必要な条件を速やかに整えることが可能となり、結果的に認可プロセスを円滑に進行させることができる。音楽大学設立につなげるため、市として事前に支援金を交付し、準備を促進することは、むしろ本市の総合戦略の実現に資する適切な判断であると考えるとの反対討論がありました。

修正案に対する討論を終え、修正案に対する採決の結果、賛成少数で修正案は否決されました。

次に、原案に対する討論はなく、採決の結果、議案第47号については賛成多数で原案のとお

り可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

歳出2款2項3目交流費、003大学等交流事業費、大学設立支援金7億円についてです。

2点ご質問いたします。

1点目、地方創生応援制度は令和7年度から改正がされ、この企業版ふるさと応援基金は自治体の行う寄附活用事業の実施状況のさらなる透明化を図ることが盛り込まれました。3月議会と6月議会において同様の支援金事業がありました。その際、寄附事業者を非公表としていましたが、今回一部公表されました。このことについて、第三者を含めた検討会等の開催が行われたのかお伺いいたします。質疑、回答があったのかお伺いします。。

2点目は、令和8年4月開校の認可が8月時点でおりませんでしたが、今後下りなかつた場合の支援金の使途について説明はありましたでしょうか。

この2点についてご回答お願ひいたします。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） それでは、ただいま神武議員の質疑に対してご回答申し上げます。

まず、1点目については、委員会にて説明質疑は行われておりません。

次に、2点目については、質疑の中で執行部より、大学設置構想そのものがなくなるということは全く考えにくく、来年4月の開学を前提に進めているところであるという旨の回答がありました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第47号に対して修正動議を出したいと思います。お願いします。

○議長（門田直樹議員） ただいま13番神武議員から休憩の動議が出されました。ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時52分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま13番神武綾議員から議案第47号についての修正案が提出されました。

所定の賛成者がおられますので動議は成立しました。

修正案は、お手元に配付しておるとおりです。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

13番神武綾議員。

[13番 神武綾議員 登壇]

○13番（神武 綾議員） 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する修正動議について。

理由の朗読を持ちまして提出説明に代えさせていただきたいと思います。

提出者は私、神武綾、賛成者は木村彰人議員であります。

一般会計補正予算（第3号）には、（仮称）福岡国際音楽大学の設立支援目的の歳入歳出予算、それぞれ7億円が計上されています。

（仮称）福岡国際音楽大学は、令和6年に開設認可の申請を行い令和8年4月開設を予定としていますが、去る8月29日の文部科学省の発表では（仮称）福岡国際音楽大学の開設申請への認可は答申されませんでした。

大学開設未認可の現状で公金を設立支援の名目で投入することは時期尚早と考え、該当費目の減額を提案するものです。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） まず、大前提といたしまして、議会が審査付託をいたしておりました予算特別委員会において、るる、ただいま委員長のほうから報告があったとおり、様々な質疑、また討論が行われました。さらに今回、最終日にこうやって提出をされるということに対しまして、理由が全く文言一つ変わらず、同じ理由ということはいかがなものかと思います。この点について、何か根拠性が出たからもう一回出すとか、さらなる疑義が湧いたから出す。そういうことがないと大学にとってもまた、受験生にとっても大変失礼なことではないかとも思ったんですが、新しく何か疑義が出たから出すとかいうことではないのか、お聞きいたします。

それと、もう一点、この理由の中に8月29日の文部科学省の発表ということがすごく大事に書かれていますけれども、私も文科省のホームページなどでも大学の認定のスケジュール感を

ずっと調べましたところ、大体10月後半、11月ぐらいに認定されるということが、これはスタンダードなことだということだと思っておりますし、学長もいろんなところのインタビューであるとかにおいて、10月後半ぐらいだろうということを明言されています。なのにもかかわらずこうやって一つの物差しを決めてきて、それに対して遅いじゃないかという印象操作という形にならないかどうか、このことによって大変今、大学もどんどん減っている中、音楽大学ができるということで全国から受験に来られる方たちがたくさんいる現状があって、11月にはもう既に受験が始まるわけです。そういう中において、こうやって出される理由としては、全く同じ理由が出てきたということの意味がちょっと分からぬもので、この2点、お聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 1点目についてですけれども、予算特別委員会で提出されたものが内容が同じでということでしたけれども、私も傍聴しております質疑、回答のやり取りは聞いておりました。

その中で、私は発言機会ありませんでしたけれども、話を聞いていまして、やはり今の状況で認可が下りなかつた場合の想定がされていないこと、そして下りるものという前提で話が進んでいることにはやはり違和感を感じました。

同じ内容でということですけれども、予算特別委員会は半数の議員で構成をされていますので、この本議会で残りの半数の方がどのように判断するかということを考えていただきたく、再度提出をしております。

それから2点目についてですけれども、スケジュールについてですけれども、文科省が10月、11月に追って認可が下りるのではないかと、下りるということがこれまでもあつてているということは私も承知しております。ですけれども、これも認可されるであろうという想定の話であつて確定ではありませんので、太宰府市が一度公金として扱ったものを、今、未確定のものでこの時点では支出するということには疑問がありますので提案をしております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） 8月29日を一つの物差しにしている理由をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 8月29日が来年、8年4月開校の1回目の認可の確定日だったわけですけれども、この時点でやはり開学を待つてある学生たちに対しても募集がかけられることの動きの始まりになると思いますので、これがずれているということ自体が、やはり希望している学生もそうでしょうし、太宰府市としても期待している、地域振興につながる期待をしている中でかなわなかつたということは一つ問題があるのではないかということで、ここに載せてもらっています。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 再々質問です。15番小畠真由美議員。

○15番（小畠真由美議員） そこに疑義を持つこと自体は、それは個人の見解であるということだと思います。

文科省のホームページなどでも見ますと、やはりスタンダードな形で行く形であっても10月、11月が大方認可が出るとか、また学位とかそういった特殊なものとかで遅れていくとか、そういう認可の在り方もあると思います。

それを執拗なまでにこうやって2回も同じ、全く予算特別委員会と同じ理由のままで出してくるということは、かなりやはり受験生であるとか、このたびも大手製薬会社が名前を名のつてきちんと企業版ふるさと納税を使ってぜひ寄附をしたいということで、音楽大学は防音設備から、また野外音楽堂などの設立などもあって、多額な金額がかかるということで、福岡県の経済界の方たちがたくさん集まって寄附をしていこうという動きという前提があることは、最初の段階からそういった想定があって、私たちも認識をしながらこうやって進めてきているわけですので、それを8月29日の文科省の発表が答申がされなかつたということを一つの区切りとすること自体がいかがなものかということをさっきからお聞かせをいただいてるんですが、学長がおっしゃっている、じゃあ10月、また11月というところの一つのライン、そして文科省の中に書かれてある10月後半、11月と同じようなスタンダードな形でのスケジュール感については、そしたらここについて後れを取つているとそれでも判断をされるということなんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 8月29日に判断されなかつたという事実を述べているだけで、太宰府市、行政として議会がこの段階で、今、9月議会、支出を決定することには一度立ち止まつたほうがいいのではないかということです。

ですので、10月、11月に認可が下りれば、そのときにまた検討するというようなことを提案しているということになります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで修正案に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、修正案に対する討論を行います。

討論は反対討論、賛成討論の順に行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 修正案に反対の立場で討論いたします。

設置未認可を理由とした今回の修正動議は、音楽大学の開校を期待する市民や入学希望者へ

の重大な背信行為になり、大学に対して礼儀を欠いており、本大学を志望する高校生にとってもネガティブなイメージを与えかねないものであると大いに懸念しております。

大学設置の認可のためには適切な条件を満たす必要があり、そのためには設立に必要な施設整備や人材確保といった具体的な準備段階における資金が不可欠です。この支援金を活用することによって、大学設置認可に必要な条件を速やかに整えることが可能となり、結果的に認可プロセスを円滑に進行させることができます。音楽大学設立につなげるため、市として事前に支援金を交付し、準備を促進することは、むしろ本市の総合戦略の実現に資する適切な判断であると考えることから、同会派の橋本健議員と共に反対討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 次に、賛成討論はございませんか。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場から討論を行います。

この修正案は、（仮称）福岡国際音楽大学の設立支援を目的として計上された歳入歳出それぞれ7億円の予算を減額するという内容です。私が賛成する理由は極めて明確です。

それは大学設立において最も重要な文部科学省の設置認可が現時点ではまだ取得されていないという事実であります。この点に関連し、私は3つの理由を挙げて賛成の根拠を申し上げます。

第1の理由。設置認可がいまだ取得されていないこと、大学設置認可の標準的なスケジュールでは開学の前々年度10月末までに申請し、前年度の8月末までに認可されるのが通例です。来年4月に開学を予定しているこの大学は、現在のままで開学が延期となる可能性が極めて高いと考えざるを得ません。それにもかかわらず、市側はいずれ認可が下りると根拠のない楽観的な見解を示すばかりでした。

第2の理由。今後の認可取得の見通しが立っていないこと、8月29日、文部科学省が発表した大学設置認可の一覧に当該音楽大学の名称は記載されていませんでした。現在、判定保留中のなか審査継続中なのかすら明らかにされておらず、状況は極めて不透明です。さらに、認可が下りなかった理由についても市側は何ら把握していないことが判明しています。

第3の理由。認可が得られなかった場合の財政的リスクに対する危機管理方針が示されていないこと。寄附金を採納し、支援金として大学側に支出した後、万が一、設置認可が得られなかった場合、その資金をどのように取り扱うのか。この点をただしたところ、太宰府市はそのような事態は全く想定しておらず、具体的な方針も用意されていないことが明らかになりました。

私は国際音楽大学の設立そのものに反対しているわけではありません。ただ、7億円という非常に大きな寄附金の受入れ、そして支援金の支出に当たって、設置認可がまだ下りていないこの段階で、万が一に備えた財政上の危機管理方針が示されていないことに強い懸念を抱いております。

九州の経済界が対応し支援を表明しているとのことですが、だからこそ音楽大学が設立される地元自治体として恥ずかしくない、透明性のあるそして瑕疵のない行政運営が求められるの

ではないでしょうか。残念ながら予算審査の場で執行部から示された答弁は、設置認可の取得を担保するものでもなく、何の保証にもなっておりません。常識的に考えても認可がまだ確定していない現時点では、一旦立ち止まり、正式な設置認可を待ってから事業を進めるべきではないでしょうか。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利議員。

○11番（笠利 毅議員） 修正案に賛成の立場で討論をいたします。

そもそもこの大学設立支援金の拠出は、市の主体的な事業とは言えず、地方創生や企業版ふるさと納税の制度趣旨に逆行すると考え、したがって削除されるべきだと考えて賛成いたします。

以下、理由を述べます。

まず、これは3月議会で明らかになったことですが、この寄附という事業の具体的な立案のきっかけは、寄附の申出を受けたということで始まっている。つまり、太宰府市が自発的に立案したわけではなく、申出があったからやったということが始まりだということが明らかになっています。

2つ目、今回7億円の補正ですが、それ以外の5億円については既に昨年度の予算、今年度の当初予算で認められております。その時点では、総額12億円という話は全くありませんでした。今回の質疑の中で12億円という数字は、高木学園の側から出てきた数字であるというふうにはっきりと説明されています。つまり、この事業は太宰府市が行う地方創生に係る事業であるにもかかわらず、太宰府市が算出した数字ではないということです。

先ほど学校法人と調整があったということは委員長報告の中にありましたけれどもそれだけです。さらに、大学設立の地域への具体的な好影響が何ら語られておりません。様々なことを学校法人が太宰府市でやったと、過去のことには言及がありましたし、一般的に大学が設立されれば地域への好影響というのは期待されるわけですけれども、それ以上のことはなく、また、具体的に設立された大学と市の連携について具体的な定めなどを持っているかという点についてもそれはないと、これも3月だったかとは思いますが、答弁されています。

以上のこととは、国の制度の下で事業の具体的な細部にこそ説明責任を負う太宰府市が、まさにその具体性の部分を考慮していないということだと考えています。別言すれば市民不在ということです。

先ほどのきっかけが企業にあり、事業規模も学校法人側の判断によるという意味の逆のことですね。総合戦略に合致するものであると先ほど反対討論の中にありましたが、市側もそのような説明を用いております。しかしながら、総合戦略に合致するような具体的な施策を立てるのは市であって初めて太宰府市自身の地方創生、そうなるはずですが、今回はそのような形になっておりません。

このような予算を議会が認めるということは、今、説明されていないといった説明を今後は

議会が引き受けるということになりますが、説明不能な責任を引き受けるべきとは考えられません。したがってこの7億円の予算、削除されるべきだと考え、修正案に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私も修正案に賛成の立場で討論をいたします。

ただ、まず申し上げておきますけれども、私自身、（仮称）福岡国際音楽大学という構想そのものを否定するものではありません。太宰府市が文化芸術の拠点としてさらに発展を目指すことには大きな意義があると考えております。

しかし、前年度までに既に5億円もの巨額な予算が企業版ふるさと納税を通じて計上されています。今回の7億円は、必要な総額12億円のうち不足分として追加計上されたという説明がありました。果たして要望ベースで市が動いていいのか。市が主体的に精査せず、先方の依頼を追認しているように見受けられます。また、寄附企業の内訳や資金の流れが前回同様十分に開示されてないという点は変わりません。企業版ふるさと納税を用いた資金計画の透明性が担保されることが不可欠です。

あと、大学の設置認可は現在保留、これは私が今回最も危惧している点です。市からは、認可は大丈夫ですとの説明がありましたけれども、その具体的根拠は何も示されていません。また、認可が下りなかつた場合、これまで投入された資金や今回の7億円の扱いについても明確な説明がされておらず、資金の動きが不透明のままであります。巨額な公費を前倒しで投入することは極めて大きなリスクを伴います。

よって、7億円に関しての修正案には賛成です。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで修正案に対する討論を終わります。

それでは、修正案について採決を行います。

13番神武綾議員から提出された修正案に賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

したがって、修正案は否決されました。

（修正案否決 賛成5名、反対10名 午前11時12分）

○議長（門田直樹議員） 修正案が否決されましたので、次に原案に対する討論を行います。

通告がございますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ21億4,826万円が追加されています。その中には、

(仮称) 福岡国際音楽大学の設立支援として、歳入歳出それぞれ 7 億円の予算が含まれています。この予算の減額を求める修正案が先ほど否決されたため、私は原案に反対します。さらに、音楽大学関連以外にも気になる事業があることから、2 点について懸念を述べます。

懸念その 1、おこめ券配布事業について。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯への支援として子ども 1 人につき 3,000 円分のお米券を配布する事業です。

支援の意図は理解しますが、米価の高止まりが続く中、一度きりの支援がどれほどの効果を持つのか疑問です。また、支援金額の設定が国の交付金の枠内で決められたとの説明もありました。本来は必要な支援額を積み上げた上で足りない部分は一般財源で補うという考え方もあったのではないかでしょうか。

懸念その 2、市指定家庭用レジごみ袋、特小サイズの導入について。

特小サイズのごみ袋は、レジ袋削減やごみの減量につながるとされ、単身高齢者世帯などからのニーズもあるとのことですが、燃えるごみの 2 % を占めるレジ袋がこの特小サイズのごみ袋で削減できるのかどうか非常に心配しています。導入の効果についてはまだ十分に検証されておらず、慎重な対応が必要だと感じています。社会実験として導入し、使われ方や効果をしつかり検証する姿勢が求められると思います。

以上、2 件の事業は制度設計が十分とは言えず、もしや市長の任期の関係で事業の実施を急がれたのであれば、それは少し残念に思います。

以上の理由から、私は本補正予算に反対します。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に賛成の立場で討論いたします。

この補正予算には、第3子以降保育無償化事業や中学生以下の子どもがいる世帯を対象にしたおこめ券の配布事業など、子育て世代支援策として非常に重要な内容の補正予算が計上されています。

そんな中、子育て世代家庭の意見を伺ってみました。様々な意見が出ました。

これだけの物価高騰の中、子どもを持つ家庭のあらゆる負担が増え、支援はとても助かります。3,000 円分の支援は一瞬で消えるほど子育て世帯の食費はかかりますので、非常に助かります。うちちは部活をしているので、5 キロ買っても 4 日から 1 週間でなくなるので、めちゃくちやありがたく本当に助かる。中学校給食のときも反対した議員がいたが、反対する議員は子育てしていないから全く現状が分かっていない、反対はひど過ぎる。お米で家計が火の車だし、子どもたちに食べさせるため、自分が食べるお米の量を減らしている。そういうった保護者もいます。未来ある子どもたちの成長の妨げをするその意味が分からない。反対する議員は許せない、などの声が届いています。

物価高騰の昨今、苦慮しながら母1人、子ども3人の子育てを一生懸命している家庭もある中、この補正予算に反対する意味が全く理解できません。市民に対してしっかりと反対理由の説明責任を果たすべきだと強く訴えて、同会派の橋本健議員と共に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 補正予算に対しては反対の立場で討論をいたします。

大学支援については先ほど修正案に対する討論で述べたとおりなんですが、1点だけ繰り返すならば、この大学支援は企業版ふるさと納税、地方創生といった制度のことを考えるならば考え方の順序、論理的に逆転していると考えています。

その他の予算には必ずしも反対するものではないのですが、全体として強い疑惑を示すために反対します。

これは反対のための反対という言い方もされる場合がありますが、まさにそのとおりです。おかしなことに対しては強い反対の意思を示すために反対をいたします。議案の採否は1人の議員が決めることではなく、議会として決を採って決めるものですから、もしほかに大事なものがあるからという理由で全ての議員が疑問を呈しない、反対を表明しないというようなことになるならば、議会は存在意義を失います。

以上をもって、この討論は終わりにしておきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 14番陶山良尚議員。

○14番（陶山良尚議員） 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、賛成の立場から討論をいたします。

先ほどから議論がされてます学校設立の寄附金、支援金について主に話をさせていただきます。

本年3月議会においては、企業からの寄附がトンネル寄附の可能性がある。また、匿名での寄附が透明性、公正性に欠けるなどの理由から6年度の補正予算、そして7年度の本予算に対して4名の議員が反対をされました。そして、今議会においても、予算特別委員会では修正案を否決、そして先ほど本会議においても提出され同じように否決されました。手を替え品を替え、今議会においては現時点で認可が下りてないことを理由に反対ありきで提案されているようしか思えず、ここまで固執して反対をされることに何か度を超えてるとしか言いようがなく、私には全く理解できません。

また、予算特別委員会の委員長の立場として一言申させていただきますと、委員会で修正案が否決されている以上、修正案を本会議に再度提出する根拠はなく、これは委員会審査や委員会の存在自体を軽視しているとしか思えません。

先ほどの神武議員の回答の中にも、予算特別委員会は半数なのでほかの議員にも判断してもうことも大事だみたいな話がございましたけれども、決してそうではなく、予算並びに決算特別委員会においては現在、効率のよい運営の方法などを取るために、現在、過半数で構成されており、実際に本会議において委員会が設置された時点では私は全ての総意がそこにあるとい

うふうに判断をさせていただきます。だからこそ、予算特別委員会での表決が、これは皆さんの総意であると私は考えてやみません。

繰り返しになるかもしれませんけども、委員会審査は非常に重たいものであると考えており、それだけに委員会で否決されたから本会議で提出など通常の議会運営ではあり得るはずではなく、議員としての常識を疑います。どれだけ自分たちの考えを押し通すために議会運営を混乱させているのか、しっかりと認識をしていただきたい。

そして音楽大学の開校は、福岡の経済界においても長年の悲願であり、それだけに福岡の主要企業が支援する会まで設立され、多くの企業が多額の寄附をされています。今回も大手製薬会社が企業名を公表されました。それだけの企業が賛同している以上、そこには音楽大学に対する大きな期待とともに、間違いなく認可が下り、開校してくれるという信用、信頼関係があるはずあります。だからこそ、私もその信用を基にこれまで予算案に対して賛成してまいりました。

また、九州国立博物館をはじめ本市も要望している以上、私たち議会が支援できることはこの支援金を含む予算に対して、全会一致で気持ちよく可決することではないでしょうか。反対されている議員の皆さんも、学校設立については反対ではないと度々発言をされていますが、その真意はどこにあるのか疑問であり、それならば今回も認可が下りたならばとか、そういう仮定の話ばかりされずに堂々と賛成すればよろしいのではないかでしょうか。

多くの学生が4月の開校を待ちわびておられます。また、本市においても、音楽大学の開校は文化芸術の推進やまちの発展に寄与してくれるものと私自身も大変期待をしているところでございます。そして何よりもこの太宰府の地から世界へ羽ばたく優秀な若者、そして音楽が育っていくことを切に願いまして、本補正予算に対しては賛成をいたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 私は補正予算（第3号）のうち、企業版ふるさと納税を財源とする（仮称）福岡国際音楽大学設立支援関連経費7億円について、現時点では慎重な立場から反対いたします。

その理由としましては、先ほどの修正案に対しての賛成討論にて代えさせてもらいます。しかし、認可が確定し、企業版ふるさと納税の資金の透明性が十分に担保された段階であれば、賛成に転じる余地があるとは考えております。

よって、今回の7億円については、現段階では条件付の慎重な立場を取るもので、反対討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛委員。

○10番（堺 剛議員） 本議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

今回計上されております補正予算は、全て市民生活の市の施策を進めていく上で欠かすことのできないものであります。

その中でも今回、企業版ふるさと納税を活用した大学設立支援金に関する補正予算が計上されていますが、本市における音楽大学の設立は、本市の教育文化水準の向上に加え、地域経済の活性化や人口減少対策、さらには地域ブランディングにも大きく資する極めて意義深い事業であると考えております。

これまでも昨年度は補正予算、今年度も皆さんもご存じのとおり当初予算に計上されておりますが、今回さらなる寄附が見込まれるため、増額補正するものとの説明を受けました。九州の経済界からの期待の大きさを物語るものと考えております。

教育や医学の分野で豊かな実績を有する学校法人高木学園が、日本の経済界や企業団体から九州へ音楽大学の設立を切望する形で要請される経緯に合わせて、この太宰府の地に音楽大学を設立することは次世代を担う子どもたちの将来を大きく切り開くものであり、市民の誇りともなるでしょう。

さらに、企業版ふるさと納税を活用した大学支援は、国も推奨する制度であり、既に音楽大学支援のため多くの寄附実績が積み上がっております。これを有効に活用することは必然であり、むしろ先進的な取組と言えます。設置認可を見据えた準備段階での資金支援は大学開校の実現に直結するものであり、市民の期待に応えるためにも本支援は妥当かつ必要な施策と考えます。

これらを含む補正予算については着実に執行していただきたいと考え、賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対4名 午前11時26分〉

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 補正予算（第3号）について、附帯決議案を提出したいと思いますので、暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） ただいま11番笠利毅議員から発議の提案がありました。

ここで議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時32分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、11番笠利毅議員ほか賛成者から議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する附帯決議案が提出されました。

これをお手元に配付しておりますとおり、追加日程第1として議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第4号 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する附帯決議

○議長（門田直樹議員） 追加日程第1、発議第4号「議案第47号『令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について』に対する附帯決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番笠利毅議員。

〔11番 笠利毅議員 登壇〕

○11番（笠利 毅議員） 議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する附帯決議について、附帯決議案の朗読をもって提出説明に代えさせていただきた  
いと思います。

提出者は私、笠利毅、賛成者は木村彰人議員であります。

議案第47号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」に対する附帯決議（案）。

本市議会は、令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）において、（仮称）福岡国際音楽大学設立支援に係る、企業版ふるさと納税寄附金の受入れ及び支出を認めるに当たり、以下の事項を附帯決議として付す。

- 1、当該支出は、文部科学省による大学設置認可が正式に下りた後に執行すること。
- 2、認可が認められない場合は、寄附金の使途について速やかに再検討を行い、その過程及び結果について、寄附者、本市議会、市民に対して透明性の高い説明を行うこと。

以上、決議する。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

発議第4号に対する質疑はありませんか。

9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 附帯決議（案）に対しての質疑です。

今回の附帯決議というのは、これ自体の内容は議員全体で一致した方向性に向かわない、行かない、行けない附帯決議じやないかと、私も。個人的な附帯決議では、これ意味なさないと思います。そのことをどう考えておられるのか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議員全員一致でということであるならば、事前の了解を経てという意味合いであるかと思いますが、あくまでも多数決をもって議決すべきものが議案であろうかと思いますので、私はそのように考えております。

○議長（門田直樹議員） 9番船越隆之議員。

○9番（船越隆之議員） 今、言わしやったように、附帯決議というのは議員全体で一致団結、一つの方向でこういう意を申し立てろという事業に対してすることなんですね。それを何も議長にも言わず、誰にも言わず、自分たちだけで判断して附帯決議を出すと、これ議会軽視じやないですか。僕はそう思いますけど。

そういう議会軽視の中でこういう附帯決議を平気で出してよろしいんですか。議会ばかりにしてません。おかしくないですか。これ、一般市民、ある程度の議会のことを分かった人があれば、笑われますよ。なんじやこの附帯決議ちや。私は非常に腹が立ちますね、こういう附帯決議に対しては。そのところお答えください。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 船越議員の見解として、今、お聞きしましたけれども、反論する必要があるでしょうか。特別な回答はないかと思います。

○議長（門田直樹議員） 9番船越議員。

○9番（船越隆之議員） この附帯決議に対して、高木学園のこの（仮称）福岡国際大学の開校に関しましては、もう現在進行しているわけですね。これを予算を止めたり、そういう支出を止めるということは、この工事自体が途中で止まる。そしてまた、10月、11月に認可が下りる可能性が大いに高いのに、その中でまたそれを止めてしまうということは、その後に執行することは、工事がストップする。ということは、学生の入学の募集も途中でやめなきゃいけないかもしれません。そういうことをこの議会で止めていいんでしょうか。ましてや太宰府市がその中に、7億円の中にお金が出てますか。これはあくまで寄附ですよね。

寄附というのはそういう形で事業を遂行するためにある程度の事業に対してお金を支出してもらおうということで、一応、ふるさと納税という形で太宰府に入ってますけども、太宰府市のお金じゃありませんよ。ふるさと納税をされた方が、その大学を設立するために出したお金です。それは出すべきじやないですか。それを拒むということ自体が私は納得いきません。何かそれに対して回答してください。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 船越議員の見解に対して回答することであれば、私の見解として述べるという以上のこととはできないかと思いますので、その限りでお答えしたいと思います

けれども、まず工事が止まるということですけれども、この時点で7億円が出なかつたことで止まるような工事計画であったのであれば、それはそもそもそこがおかしい。12億円という数字が延べで出ていますけれども、だったら遅くとも当初予算の段階で12億出ないとおかしいと思います。今年度に入って7億円のプラスアルファがここで出てきたということではないかと、経緯からすると、議員としては判断せざるを得ませんが、それは望ましい形とは私は考えておりません。工事について、まずそれが私自身の見解ということですね。

2つ目、寄附は太宰府市のお金を使っていないからというようなことに関することですけれども、太宰府市のお金を使って、使わないことを前提にこの仕組みがつくられているということは私も承知しております。予算書を見れば誰にでも分かることです。

それ以上のことはないかと思いますけれども。

○議長（門田直樹議員） 他に質疑はありませんか。16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） この中身を見てみると、今もう第47号は採決が終わったわけですね。その中でまた反対をされた。企業版ふるさと納税寄附金の受入れ及び支出を認めるに当たりという、認められてないじゃないですか。認められてないじゃないですか。そのところの説明をお願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） この文ですけれども、これはあくまでも原案が成立した後で付される附帯決議ですので、認めるに当たりというのは、もう議会として認めたということです。その文章は私の見解として述べているわけではありません。事実としてそういうことであるというだけの話でございます。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

まず、討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論の順に行います。

まず、反対討論はありませんか。

○議長（門田直樹議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 附帯決議（案）に対し、反対の立場から討論をいたします。

そもそも今回の予算に対して附帯決議を提出する根拠はどこにあるのか疑問であります。附帯決議の提出者は修正案に賛成され、予算案に反対されました。

そもそも予算案に賛成してもいない議員が、当たり前のように附帯決議を提出され、執行部に対して意見を付すこと自体あり得ないことで考えられません。そのような根拠が明確でない附帯決議に対し賛否を問うことに対しても意味をなし得ないのではないか。そもそも提出者は附帯決議の意味が分かって提出されているのか大いに疑問があり、予算案に対して附帯決議（案）を提出すること自体、論理が崩壊していることしかいえない。

また、2点目の認可が認められない場合とあるが、あくまでも仮定の話であり、そのような確定していない事項を附帯決議に上げることは疑問に思うところである。そのような理論でいくと、もし認可が認められ、予定どおりに開校された場合、提出者をはじめ、賛成者ご自身の発言についてどのような形で説明責任を果たされるのか明言していただきたい。

私たち議員は、公の立場で議論しているわけであるから、自分たちの考えのみを押し通すような内容には賛同できるはずではなく、そもそも根拠も体も成していない提出された附帯決議に対しては到底賛成できません。

よって、同会派の陶山良尚議員、原田久美子議員と共に附帯決議案に対しては反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 附帯決議案について、賛成の立場で討論いたします。

本補正予算に計上された（仮称）福岡国際音楽大学の設立支援に関する歳入歳出それぞれ7億円を減額する修正案は、残念ながら否決されました。しかし、ここで議論を終えるべきではないと考えます。大学設立の認可が未確定である現状において、万が一に備えた財政的な危機管理方針を持たず、予算を計上、執行しようとする市の姿勢に対して、やはり議会として何らかの対応が必要だと考えるからです。

音大関連予算の7億円全額削減には、正直なところ抵抗を感じる議員の方も多かったのではないかでしょうか。そうした中で、今回提案された附帯決議は、予算の全額を認めつつも、支援金の支払いに一定の条件を設けるという現実的でバランスの取れた対応だと考えます。

具体的には、文部科学省による大学設置の認可を支払いの前提条件として、認可が得られなかった場合でも、資金流出を防ぎ、不測の事態を回避することが可能となります。これは財政的なリスクを抑えながら大学の設立支援という市の方針に沿った建設的な提案であると評価します。

以上の理由から、私は本附帯決議に賛成いたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） この附帯決議案に賛成の立場から申し上げます。

議会の役割というのは何かという話です。

補正予算、この7億円について市の見解は、るる聞いてまいりました。それについて議会は何を見るべきかというのは、執行部がおっしゃってるように、産業界、あるいは経済界がこれをもう既に押してゐるんだからよろしいという一つの流れで判断するべきなのか、私ども議会というのは、執行部の執行手続について、その手続の在り方が間違っていないかを見るのも私どもの役割です。

先ほどから反対の立場の方々のご意見を伺つてますと、執行部のご説明のとおり全てがそういう前提で動いているからよろしいんだという判断をなさってらっしゃいますけれども、私どもは議会の一員ですから、少なくとも議会として、この手続はこのまま進めてよろしいかどうかということを判断しなければいけないのだと思います。

ましてこの補正予算について、7億円の支出について認められたという前提で申し上げれば、現実に認可という基準が下りた時点で執行しても全然、何ら不都合はないのだと思いますけれども、私としてはそういう形でお進めになるほうが適正手続を執行部も確保した、あるいはこの後もし万が一の話ですけれども、認可が下りなかつた場合の後戻りの手續を進めるについても、そのことが大変重要になってくると思います。

以上の理由から、私はこの附帯決議案に賛成の立場で意見を申し上げます。

○議長（門田直樹議員）ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員）これで発議第4号に対する討論を終わります。

採決を行います。

発議第4号「議案第47号『令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について』に対する附帯決議」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（門田直樹議員）少数起立です。

よって、発議第4号は否決されました。

〈否決 賛成5名、反対10名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 認定第1号「令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」

○議長（門田直樹議員）日程第13、認定第1号「令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員）決算特別委員会に審査付託されました認定第1号「令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」の審査結果について、ご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」の審査につきましては、本会議初日の8月29日に市長の提案理由説明を受け、同日、本会議散会後の特別委員会にて執行部より概要説明を受け、9月17日に各部長、課長出席の下、審査を行いました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに議会から資料要求を行いました審査資料も併せ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明を基に慎重に審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また作成、提出いただきました執行部の皆様方には改めてお礼申し上げます。

概要説明において、令和6年度はエネルギー価格や物価の上昇といった厳しい状況の中、市民生活や地域経済を力強く支える施策に取り組み、最終年度を迎える第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（まちづくりビジョン）に基づく各種施策を実行した。また、事業の遂行に当たっては、事務の効率や費用対効果を常に意識して歳出削減に努め、国・県の補助金や後年度に交付税措置がある市債の積極的な活用など、市の財政負担を最小限に抑えるよう努めたという報告がありました。

それでは、一般会計の歳入歳出決算の状況及び本市の財政状況について報告いたします。

なお、金額につきましては、1,000円単位にて報告いたします。

令和6年度の一般会計の決算額は、歳入総額336億3,487万7,000円、歳出総額318億7,415万4,000円で、一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計、筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計を合わせた普通会計の歳入歳出差引額は17億6,127万9,000円の黒字であり、これらから繰越明許費等による翌年度へ繰り越すべき財源1億5,246万3,000円を差し引きますと、実質収支額として16億881万6,000円の黒字決算となっています。

次に、本市の財政状況について、令和6年度の経常収支比率は94.9%で、前年度と比較して0.4ポイント上昇しています。

これは、地方特例交付金や普通交付税など経常的な収入が増加しているものの、人件費や物価高騰による物件費や扶助費などの経常的な経費も増額となったことが影響しているとの説明を受けております。

健全化判断比率については、財政状況が全て早期健全化基準及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく「財政健全化計画及び財政再生計画」の策定は不要であるとの説明を受けております。

また、令和6年度末の市債残高は175億537万3,000円であり、前年度より12億2,467万7,000円減少しています。

基金残高につきましては、令和6年度末の基金総額は2億1,394万円増加し、72億6,846万3,000円となっています。

なお、委員会における審査内容の詳細につきましては、全議員で構成する委員会での審査で

あったこと、また、後日、決算特別委員会会議録が配付される予定でありますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いたしますとともに、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けてより一層の努力をなされるよう要望いたします。

質疑を終え、討論はなく、委員会採決の結果、認定第1号は委員多数をもって認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がございますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 認定第1号「令和6年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論いたします。

令和6年度予算は、市政績年のもしくは社会先進的な課題別主な事業として、24の新規事業を含む75項目が提案されました。初の300億円超えの予算規模でした。予算審査で指摘をし、反対を表明しておりました。この決算審査を終え、2点述べさせていただきます。

人権政策費、地域対策費として一部地域住民に対する扶助費である介護サービス費について利用者はいませんでした。この状態がここ数年続いています。予算計上自体をゼロにするときではないかと考えます。

職員人件費の時間外手当についてですが、当初予算1億7,100万から決算額は約1億8,600万円と約1,500万円の増額となりました。手当額がかさんだ部門では職員1人当たり1年間で平均約100万円分となっています。職員の頑張りでは減らせません。根本的な人員配置を見直すべきではないかと考えます。

長年指摘しています人権政策事業と働き方改革、そして今、目を向けなければならない市民への物価高騰対策は喫緊の課題です。来年度の予算編成での施策については、市民の命と暮らしを守る視点で進めていただくことを申し述べまして、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

本決算の認定に賛成するに当たり、以下の3点を申し添えます。

1点目、ふるさと納税寄附額の大幅減少について。

令和6年度のふるさと納税寄附額は、当初予算で20億円を見込んでいたものの、決算では12億円と大きく下回りました。令和7年度は17億円と控えめに設定されていますが、達成は容易ではないと見込まれます。この現象により、ふるさと納税を加味した経常収支比率の軽減効果も弱まりつつあり、改めて安定的な経常的収入の確保と強化が求められると考えます。

2点目、効果的な業務委託の実施と事後評価について。

決算審査の中で特に注目したのが調査、研究、計画系の業務委託です。こうした業務は、行政の関与の深さが成果の質に直結します。調査の成果がその後の施策に的確に生かされているかどうか検証が必要です。業務委託全般に言えることですが、完了後の成果確認と評価を確実に行うことで業務委託が単なる外注ではなく行政の政策実行の一部として機能するものと考えます。

3点目、実質収支は5年連続で10億円超、しかし、単年度収支は3年連続で赤字になっていることについて、実質収支は5年連続で10億円を超える黒字となっていますが、ここ3年間は単年度収支が赤字となり、過年度の黒字を取り崩す構造が続いています。これは決算審査の中で小畠議員が的確に指摘されたとおりです。この黒字は、コロナ期の一時的な余剰金や市税収入の伸び、ふるさと納税の好調によるものでしたが、今後はその支えが弱まりつつあることを認識しなければなりません。令和7年度以降においては、自主財源の確保とともに改めて財政支出の見直しが喫緊かつ継続的な課題であると考えます。

以上をもって私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論をいたします。

予算書と決算書を対照する限り、対応においては整合的と判断し賛成いたします。

少し付け加えておきますけれども、特にこの2年ほどでしょうか。施政方針における市長による予算提示の方法、構成がいささか試行錯誤を重ねてきたかと思います。私自身はそのことは肯定的に受け止めています。といいますのも、各年度の重点項目、施政方針で重きを置かれていることと総合戦略との体系との整合性、また決算において私たちが審議をするときの説明資料のつくり方など、市長の意欲的な施政方針にもかかわらず、その具体性を詰める作業が政策立案の過程においても審議の過程においてもなかなか間に合ってこなかつたんではないかというふうに感じています。その点が明らかになってきたというふうに受けておりますので、大変よかったです。

そもそも予算重視と言われがちな自治体の財政ですけれども、決算、もしくは事業評価といったものを重く見る方向に変わってきている。世の中全体がそういうふうに動いているかと思います。デジタル化の進行というものも、この流れを加速することがあっても減速させることはないと思います。それに応えていく必要が、行政にとっても議会にとっても重要なことにな

るだろうと私は認識しております。

今後、行政による政策立案、あるいは説明責任の果たし方、また議会における審議の方法等も含めて改善されていくことが、今年のも含めですけれども、決算の過程において明らかになってきただらうと言ひ述べて、討論に代えておきたいと思います。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定です。本案を認定することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

（認定 賛成14名、反対1名 午後0時01分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 手話言語条例調査研究特別委員会最終報告について

○議長（門田直樹議員） 日程第14「手話言語条例調査研究特別委員会最終報告について」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

手話言語条例調査研究特別委員会委員長 小畠真由美議員。

〔15番 小畠真由美議員 登壇〕

○15番（小畠真由美議員） 太宰府市議会手話言語条例調査研究特別委員会の調査研究につきまして、最終報告をいたします。

本特別委員会は、令和5年9月定例会において設置され、「手話を必要とする者の意思疎通及び自己形成の手段としての利用を推進し、誰もが安心して生活できる共生社会の実現等を趣旨とする手話言語条例の制定に向けた調査研究」を行ってまいりました。

令和5年4月に福岡県手話言語条例が施行され「きこえない・きこえにくい方が手話を使い、日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現を目指す」こととされています。

また、本年6月には「手話施策推進法」が施行され、手話の習得や使用に関する施策や、手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策などを国においても推進されることが示されました。

当委員会では、手話言語についての現状を調査研究しながら、本市における手話言語条例の必要性や手話言語を取り巻く課題について協議してまいりました。

1、活動内容について。

まず、これまでの活動について、他の自治体の事例研究として、県の担当課職員と共に学習会を行い、県の手話言語条例の制定経緯や内容、特徴について調査しました。また、北九州市

にて開催された全国手話言語市区長会会長の大坂府東大阪市、野田市長の講演会に参加し、市町村において条例制定する過程や課題について先進地事例を学びました。

さらに、実際に当事者の方々の意見をお聞きし、手話言語への理解を深め、現状や課題を知るために、ろう者の方々や太宰府手話の会の方々との懇談会を開催したほか、今年初めて日本で開催される「東京2025デフリンピック」の日本選手団の団長を務められている県聴覚障害者協会事務局長の太田陽介様のご講演の場を設けました。

その他、所管である本市の健康福祉部長や福祉課職員との意見交換を行うなど、手話言語についての現状や課題をより深く研究しながら、本市にとっての手話言語条例の在り方について委員会で協議、検討を重ねました。

## 2、条例の必要性、理由について。

先ほども申し上げましたとおり、福岡県の条例が既に制定されている一方、ろう者の方との意見交換の中では「制定されてからも現状は何も変わっていない」といった声もありました。

また、本市は年間で人口の百倍近くの観光客が訪れるまちであり、例えば観光客のろう者の方に手話を通じてどのような働きかけや情報発信が必要となるのか、観光中に発災した場合どのような対応ができるかなど、そうした視点においても手話言語への理解がさらに求められるものと考えられます。

さらに、手話言語とはろう者の方たちだけが関係するものではなく、聞こえる人の理解が不可欠であり「手話が言語である」という認識、認知を市民に向けてさらに深めて、市民が互いに支えあい、安心して暮らせるまちを目指す必要があります。

以上のことから、本委員会としては県の条例にある「ろう者が手話を使い日常生活や社会生活を安心して営むことができる社会の実現」をさらに進めながら、観光地であるという本市特有の性質を反映し、手話を使う人だけでなく市民全体へ手話言語の理解が広がるように、市独自の条例制定が必要であるという結論に至りました。

## 3、条例に取り入れるべき内容について。

また、本市の手話言語条例の内容を検討するに当たっては、条例に実効性をもたらせるよう、次のようなことを検討し、条例に取り入れるべきであるという意見が上がりました。

まず、「手話が言語であるということを明確に位置づけること」「手話を使う人だけではなく、市民全体に手話への理解を広げ普及させること、そのために施策を推進するとともに、市民が手話を学ぶ機会をより充実させること」「市役所の窓口など公的な場所でろう者の方が困らないよう実効的な対策を進めること」「手話言語の習得を必要とする人への学習機会・教育課程を充実させ、支援すること」「多くの人が訪れる観光地である点など、市の独自性を反映させること」そして、「手話を使っている人たちの思いを受け止めること」。

## 4、市への提言について。

また、当委員会にて手話言語について調査研究する中で、個別的課題についても協議した結果、条例制定とは別に、次に申し上げる課題について早急な課題解決に向けた施策が必要であ

ると認識し、市へ提言をいたします。

まず、「手話通訳士の扱い手不足解消に資するよう、本市専任手話通訳者の給与及び派遣手話通訳・要約筆記者の謝礼などの見直しを検討し、通訳士の待遇改善を図ること。また、手話通訳・要約筆記者の派遣制度など、情報保障制度の周知を進め、さらなる事業の推進を図ること。」

次に、「手話に触れる機会・手話を学ぶ機会を確保するため、学校など教育現場での手話についての教育をさらに充実させるとともに、一般向けの手話教室についてもさらなる充実を推進すること。」

そして、「バドミントンの矢ヶ部紋可選手、真衣選手やサッカーの久住呂選手など、本市にゆかりのある選手の活躍が大きく期待される今年11月開催の『東京2025デフリンピック』に向けて、市としてデフリンピックやデフスポーツそのものの広報・魅力発信に努め、デフアスリートを応援しながら、大会のビジョンである『誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現』を目指すこと。」

最後に、これまでの当委員会の活動に当たっては、本市所管担当者や他自治体の方々、そして手話の会をはじめとする市民団体の方々など、多くの方にご協力をいただきました。この場で深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、太宰府市手話言語条例調査研究特別委員会の最終報告といたします。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第15と日程第16を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第15、「報告第13号「専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」及び日程第16、「議案第51号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 様々議論ありましたけれども、結果として全議案を可決、認定をいただきま

してありがとうございました。

思うところ様々ありますけれども、市単費として大学支援をする場合と、企業版ふるさと納税という制度を活用して支援をする場合と、おのずと手法の違いがあるということに対しては、いま一度思いをいたしていただきたいと考えたところであります。

さて、令和7年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件1件、補正予算1件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第13号から議案第51号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第13号「専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」についてご説明申し上げます。

本件は、去る7月18日午前9時頃、吉松三丁目の史跡地内において、維持管理協力員が周囲への安全対策を取った上で作業を行っておりましたが、操作する草刈機が弾いたコンクリートの破片によりアパート1階の窓ガラスを破損させてしまったものであります。

その後、相手方と協議を行い、窓ガラスの修理費用と同額の損害賠償額を支払うことで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることについて、令和7年9月1日付で、専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する賠償責任保険から相手方にお支払いをいたしております。

次に、議案第51号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ982万9,000円を追加し、予算総額を367億1,871万円にお願いするものであります。

内容といたしましては、先ほど令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）で可決いただきました中学生以下の子どもへのおこめ券配布事業に加え、議会、市民の方などからのご指摘、ご要望も踏まえ、高校生世代の子ども一人一人まで3,000円おこめ券を配布することにつきまして、本来、市としての政策判断であります世帯ごとではなく、子どもたち一人一人へおこめ券を配布することで、米価高騰の折、特に子育て負担が重い多子世帯にこそ手厚い子育て支援を行うということ。また、お米という我が国古来からの主食を食べる習慣を子どものときから身につけてもらいたいという目的とも合致するため、令和の都太宰府ふるさと納税基金を活用し、拡大実施するための費用を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 0 時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 0 時36分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告第13号「専決処分の報告について（草刈作業中の事故による損害賠償の額の決定）」について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

お諮りします。

議案第51号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」は委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第51号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」質疑を行いますが、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

議案第51号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午後 0 時37分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第17 議員の派遣について

○議長（門田直樹議員） 日程第17、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じましたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第18、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から会議規則第110条の規定により、継続調査についての申出があつております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして、令和7年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和7年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後0時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名します。

令和7年11月14日

太宰府市議会議長 門田直樹

会議録署名議員 入江寿

会議録署名議員 木村彰人